

○ふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱

平成17年10月1日

告示第14号

改正 平成19年9月18日告示第197号

平成23年3月23日告示第74号

平成24年6月20日告示第201号

平成24年10月4日告示第286号

平成25年11月12日告示第287号

平成26年3月27日告示第80号

平成28年1月15日告示第11号

平成29年9月25日告示第258号

平成30年12月21日告示第352号

令和元年12月25日告示第194号

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、物件の売買及び業務委託その他の業務（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平29告示258・一部改正)

(指名の通知)

第2条 市長は、当該建設工事等の入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を、指名通知書により、指名競争入札に参加させる者に通知するものとする。

(平29告示258・追加)

(指名の取消し)

第3条 前条の規定により指名競争入札に参加することとされた者（以下「入札参加者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。

(2) 死亡（法人においては解散）したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消すものとする。

(平29告示258・旧第2条繰下・一部改正)

第4条 入札参加者が、施行令第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第2項の規定に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消すものとする。

(平29告示258・旧第3条繰下・一部改正)

第5条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）による入札参加停止の措置、ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）による入札参加除外の措置又はふじみ野市競争入札参加資格者実態調査実施要綱（令和元年ふじみ野市告示第194号）による入札参加制限の措置を受けた場合は、その指名を取り消すものとする。

(平23告示74・一部改正、平29告示258・旧第4条繰下・一部改正)

(設計図書の配布)

第6条 入札参加者への設計書、設計図書、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）の配布は、原則として、事業担当課窓口で紙媒体又は電子媒体を引き渡すことにより行うものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により配布された設計図書を入札日までに返却しなければならない。

(平29告示258・追加)

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(平29告示258・追加)

(入札金額見積内訳書)

第8条 市長は、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(平24告示286・追加、平29告示258・旧第5条繰下・一部改正)

(入札)

第9条 入札参加者は、関係契約約款（以下「契約約款」という。）、設計図書（現場説明及び現場説明に対する質問回答を含む。以下「設計図書等」という。）、この要綱に定める事項及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、これらの内容について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札は、指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は、認めないものとする。

3 入札参加者は、次に掲げる入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。

(1) 入札書（一般用） 様式第 1 号

(2) 入札書（共同企業体用） 様式第 2 号

4 入札は、入札者が見積もった金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額により行わなければならない。ただし、指名通知において別の指示があったときは、その指示に従わなければならない。

5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に次に掲げる委任状を提出させなければならない。この場合において、入札参加者が経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を構成する代表構成員又は構成員のいずれかの代表者である場合にあっては、共同企業体を構成する他の者から入札及び見積に関する事項の委任を受けていることを証するための委任状を提出させなければならない。

(1) 委任状（一般用） 様式第 3 号

(2) 委任状（共同企業体用） 様式第 4 号

（平 2 3 告示 7 4 ・ 一部改正、平 2 4 告示 2 8 6 ・ 旧第 5 条繰下、平 2 5 告示 2 8 7 ・ 一部改正、平 2 9 告示 2 5 8 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正）

（入札の辞退）

第 1 0 条 入札参加者は、入札書の提出前は、入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第 5 号）を持参し、又は郵便若しくは信書便により送付（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（平 1 9 告示 1 9 7 ・ 一部改正、平 2 4 告示 2 8 6 ・ 旧第 6 条繰下、平 2 9 告示 2 5 8 ・ 旧第 7 条繰下 ・ 一部改正）

（公正な入札の確保）

第 1 1 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（平 2 4 告示 2 8 6 ・ 旧第 7 条繰下、平 2 9 告示 2 5 8 ・ 旧第 8 条繰下）

（入札書等の書換え等の禁止）

第 1 2 条 入札者は、いったん提出した入札書、入札金額見積内訳書等及び指名通知書において指定した書類（以下「入札書等」という。）の書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

（平 2 4 告示 2 8 6 ・ 旧第 8 条繰下、平 2 9 告示 2 5 8 ・ 旧第 9 条繰下 ・ 一部改正）

(入札の取りやめ等)

第13条 市長は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 市長は、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、入札に参加する者の数が1人の場合においても成立する旨を指名通知に記載したとき。

(平24告示201・一部改正、平24告示286・旧第9条繰下、平28告示11・一部改正、平29告示258・旧第10条繰下・一部改正)

(開札)

第14条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

(平24告示286・旧第10条繰下、平29告示258・旧第11条繰下・一部改正)

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書によるもの

(2) 金額を訂正した入札書によるもの

(3) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

(4) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

(5) 入札に参加する資格のない者がしたもの

(6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

(7) 入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

(8) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(9) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(10) 2通以上の入札書を提出したもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

(11) 入札金額見積内訳書に不備のある入札

(12) 設計金額又は予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの

(平24告示286・旧第11条繰下・一部改正、平28告示11・一

部改正、平 2 9 告示 2 5 8 ・旧第 1 2 条繰下・一部改正)

(落札者の決定)

第 1 6 条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。

2 落札者を決定したときは、その旨を口頭又は書面をもって当該落札者に通知しなければならない。

(平 2 4 告示 2 8 6 ・旧第 1 2 条繰下、平 2 9 告示 2 5 8 ・旧第 1 3 条繰下)

(くじによる落札者の決定)

第 1 7 条 落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできないものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(平 2 4 告示 2 8 6 ・旧第 1 3 条繰下、平 2 9 告示 2 5 8 ・旧第 1 4 条繰下・一部改正)

(再度入札)

第 1 8 条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、2 回までとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

4 無効の入札をした者は、再度入札に参加させないものとする。

(平 2 4 告示 2 8 6 ・旧第 1 4 条繰下、平 2 9 告示 2 5 8 ・旧第 1 5 条繰下)

(電子入札による指名競争入札)

第 1 9 条 市長は、市が発注する建設工事等の請負に係る指名競争入札の手續について、第 2 条から前条までに定めるもののほか、入札手續を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う入札（以下「電子入札方式指名競争入札」という。）を試行することができる。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・追加)

(電子入札方式指名競争入札の対象工事等)

第 2 0 条 電子入札方式指名競争入札の対象となる建設工事等の請負は、対象工事等のうち入札手續を電子入札システムで行うものとして市長が指定したものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(電子入札方式指名競争入札の指名の通知)

第 2 1 条 電子入札方式指名競争入札における入札参加者への指名の通知は、第 2 条の規定にかかわらず、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付して行う。ただし、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付することができない場合は、書面により指名の通知を行うものとする。

2 入札に付する事項、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項は、指名通知書のほか、電子入札システムに掲載するものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(電子入札方式指名競争入札の設計図書)

第 2 2 条 電子入札方式指名競争入札の設計図書の配布は、第 6 条の規定にかかわらず、電子入札システムに掲載することにより行うものとする。ただし、電子入札システムによる配布が困難な場合は、他の方法により配布するものとし、その方法は、指名通知の際に指示するものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(電子入札方式指名競争入札に係る入札書等の提出)

第 2 3 条 入札参加者は、電子入札方式指名競争入札に係る入札書等の提出について、第 9 条の規定にかかわらず、指名通知書に定めた期間内に電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札参加者は、やむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出することができる。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限までに紙入札方式参加申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第 2 1 条第 1 項ただし書の規定により書面による指名の通知を受けた入札参加者は、書面により入札書等を提出しなければならない。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限までに紙入札方式参加申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(書面による入札書等の提出の手続)

第 2 4 条 入札参加者は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により、書面により入札書等を提出しようとするときは、指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に封かんした入札書等を持参により提出するものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(入札書等の管理)

第 2 5 条 市長は、書面により受領した入札書等を、施錠できる保管場所において厳重に管理するものとする。

2 市長は、いかなる理由があっても入札書等の封筒を開札前に開封してはならない。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(電子入札方式指名競争入札における入札の辞退)

第26条 入札参加者は、入札書の提出前は、入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退するときは、指名通知書に定め
た入札書等の提出期間内に電子入札システムにより入札辞退届を市長に提出す
るものとする。ただし、第21条第1項ただし書の規定により書面の指名通知
書を受領した入札参加者にあつては、入札辞退届を持参又は郵送（入札書等の
提出期間内に到着するものに限る。）により提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札書の提出後にやむを得ない
事由が生じたときは、開札前までにおいて入札を辞退することができる。

4 前項の規定により入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を持参又
は郵送（開札日の前日までに到着するものに限る。）により提出するものとす
る。

5 市長は、入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認められないと
きは、入札辞退届を受理しないものとする。

(平29告示258・追加)

(電子入札方式指名競争入札の開札)

第27条 電子入札方式指名競争入札の開札は、第14条の規定にかかわらず、
指名通知書に指示した日時及び場所において電子入札システムにより行うもの
とする。ただし、第23条第2項又は第3項の規定により、書面により入札書
等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は、開会を宣言した後、紙
媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に登録
された入札書と電子入札システムにより提出された入札書とを一括して開札す
るものとする。

2 第13条第2項の規定は、電子入札方式指名競争入札の場合の開札について
準用する。この場合において、同項中「入札に参加する者の数が1人」とある
のは、「受領した入札書の数が1」と読み替えるものとする。

3 電子入札方式指名競争入札における再度入札の回数は、第18条第2項の規
定にかかわらず、1回とする。

(平29告示258・追加)

(電子入札方式指名競争入札における入札の無効)

第28条 電子入札方式指名競争入札においては、第15条各号に掲げるものの
ほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 電子証明書を不正に使用した者がしたもの

(2) 入札後に辞退を申し出て、その申出を市長に受理された者がしたもの

(平29告示258・追加)

(電子入札方式指名競争入札におけるくじによる落札者の決定)

第29条 市長は、第27条第1項の規定による開札の結果について、落札者と
すべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子く

じにより落札者を決定するものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(電子入札方式指名競争入札における落札者決定の通知)

第 3 0 条 市長は、電子入札方式指名競争入札において、落札者を決定したときは、第 1 6 条第 2 項の規定にかかわらず、その旨を電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(郵便方式による指名競争入札)

第 3 1 条 市長は、市が発注する建設工事等の請負に係る指名競争入札の手続について、第 2 条から第 1 8 条までに定めるもののほか、入札手続を郵便により行う入札（以下「郵便方式指名競争入札」という。）を試行することができる。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(郵便方式指名競争入札の対象工事等)

第 3 2 条 郵便方式指名競争入札の対象となる建設工事等の請負は、対象工事等のうち入札手続を郵便で行うものとして市長が指定したものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(郵便方式指名競争入札の指名の通知)

第 3 3 条 郵便方式指名競争入札における入札参加者への指名の通知は、第 2 条の通知を郵送により行うものとする。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(郵便方式指名競争入札の設計図書等)

第 3 4 条 郵便方式指名競争入札の設計図書の配布は、原則として次の各号のいずれかの方法とする。

(1) 前条の通知とともに入札参加者へ送付し、貸与する方法

(2) 市ホームページに掲載する方法

2 入札参加者は、前項第 1 号の規定により設計図書を貸与されたときは、開札日以後、速やかに、郵送又は持参等により返却しなければならない。

(平 2 9 告示 2 5 8 ・ 追加)

(郵便方式指名競争入札に係る入札書等の提出方法)

第 3 5 条 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書等を期間内に、次に掲げる方法により郵送で提出しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に建設工事等の件名及び入札参加者の商号又は名称を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、入札金額見積内訳書及び指名通知書において指定した書類を入れ、封筒の表面に「上福岡郵便局留」及び「入札書在中」を記入し、建設工事等の件名、入札参加者の商号又は名称及び所在地を記載すること。

- 2 入札書等の郵送先は、上福岡郵便局留とする。
- 3 入札参加者は、入札書等を書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの郵送方法で提出し、提出期間内に郵送先に到達しなければならない。
- 4 市長は、提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無にかかわらず、受理しないものとする。
- 5 市長は、持参、ファクシミリ等により提出された入札書を受理しないものとする。
- 6 入札参加者は、1通の封筒に2枚以上の入札書を入れてはならない。
- 7 市長は、入札書等の到着確認の問合せには、一切応じないものとする。

(平29告示258・追加)

(郵便方式指名競争入札に係る入札書等の不受理)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する入札書等を受理しないものとし、当該入札参加者に入札書等不受理通知書によりその旨を通知するとともに、当該受理しない入札書等を原則として普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 前条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等
- (2) 指名通知書に指示する提出期間内に到達しなかった入札書等
- (3) 外封筒に前条第1項第3号に規定する事項が記入されていない入札書等
- (4) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(平29告示258・追加)

(郵便方式指名競争入札における入札の辞退)

第37条 第26条の規定は、郵便方式指名競争入札における入札の辞退について準用する。この場合において、同条第2項中「電子入札システム」とあるのは、「持参又は郵送（入札書等の提出期間内に到着するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(平29告示258・追加)

(郵便方式指名競争入札の開札)

第38条 郵便方式指名競争入札の開札は、指名通知書に指示する日時及び場所において行う。

- 2 開札は、公開とし、立会人1人以上を立ち会わせて執行するものとする。
- 3 立会人は、入札者又はその代理人のみ認めるものとし、当該立会人が欠けたときは、当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせるものとする。
- 4 第27条第2項及び第3項の規定は、郵便方式指名競争入札の場合の開札について準用する。この場合において、同項中「電子入札方式指名競争入札」とあるのは、「郵便方式指名競争入札」と読み替えるものとする。

(平29告示258・追加)

(郵便方式指名競争入札における入札の無効)

第39条 郵便方式指名競争入札においては、第15条各号に掲げるもののほか、

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 中封筒がない入札書によるもの

(2) 中封筒が封かんされていない入札書によるもの

(3) 中封筒に第 35 条第 1 項第 2 号に規定する事項が記入されていない入札書によるもの

(4) 入札後に辞退を申し出て、その申出を市長に受理された者がしたもの
(平 29 告示 258・追加)

(郵便方式指名競争入札におけるくじによる落札者の決定)

第 40 条 市長は、第 38 条第 1 項の規定による開札の結果について、落札者とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者が開札に出席していないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(平 29 告示 258・追加)

(郵便方式指名競争入札における落札者への通知)

第 41 条 市長は、郵便方式指名競争入札に係る落札者を決定したときは、直ちにその旨を口頭又は電話等の方法により当該落札者に伝え、契約締結に必要な書類の提出を求めるものとする。

(平 29 告示 258・追加)

(準用)

第 42 条 第 25 条の規定は、郵便方式指名競争入札の場合の手續について準用する。

(平 29 告示 258・追加)

(契約書等の提出)

第 43 条 落札者は、第 16 条第 2 項、第 30 条又は第 41 条の通知を受けた場合には、速やかに建設工事請負契約書等（以下「契約書」という。）に記名押印の上、契約書に定める保証を付し、関係契約約款、設計図書その他契約に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 落札者が市が指定する期間内に契約の締結に応じないときは、当該落札の決定は、効力を失う。

(平 24 告示 286・旧第 15 条繰下・一部改正、平 29 告示 258・旧第 16 条繰下・一部改正)

(契約の確定)

第 44 条 契約は、市長又は市長から委任を受けた者が落札者とともに、契約書に記名押印したときに確定する。

(平 24 告示 286・旧第 16 条繰下、平 29 告示 258・旧第 17 条繰下)

(市議会の議決を要する契約)

第 45 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平

成 17 年ふじみ野市条例第 53 号) の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決後に本契約を締結する。この場合において、市議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

(平 24 告示 286・旧第 17 条繰下、平 29 告示 258・旧第 18 条繰下)

(異議の申立て)

第 46 条 入札参加者は、入札後、この要綱、契約書(案)、契約約款、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が開札場所に到達しなかった場合も同様とする。

(平 24 告示 286・全改、平 29 告示 258・旧第 19 条繰下・一部改正)

(その他)

第 47 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 24 告示 286・追加、平 29 告示 258・旧第 20 条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱(平成 4 年上福岡市告示第 17 号)又は大井町建設工事請負等指名競争入札参加者心得の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年告示第 197 号)

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 74 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年告示第 201 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年告示第 286 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 287 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年告示第 80 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 11 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱及びふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札から適用し、この告示の施行の日前にこの告示による改正前のふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱及びふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定により公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第258号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(ふじみ野市建設工事等請負指名競争入札（郵便方式）試行要綱の廃止)

2 ふじみ野市建設工事等請負指名競争入札（郵便方式）試行要綱（平成20年ふじみ野市告示第24号）は、廃止する。

附 則（平成30年告示第352号）

この告示は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第194号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

(一般用)

第 回

入 札 書

金 額	十億	百万			千			円		

件 名

場 所

入札保証金 免除 ・ 納付(円)

ふじみ野市契約規則、関係契約約款、ふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、設計図書(仕様書)及び場所等を熟知したので入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

上 記 代 理 人
氏 名

印

ふじみ野市長 宛て

(注意事項)

- 1 入札書の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記する。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人印のみでよい。

第 回

入 札 書

金 額	十億	百万		千			円		

件 名 _____

場 所 _____

入札保証金 免除 ・ 納付(_____ 円)

ふじみ野市契約規則、関係契約約款、ふじみ野市建設工事請負等指名競争入札参加取扱要綱、設計図書(仕様書)及び場所等を熟知したので入札します。

年 月 日

共同企業体

代表構成員 住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

構 成 員 住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

構 成 員 住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

上記代理人 氏 名

㊞

ふじみ野市長 宛て

(注意事項)

- 1 入札書の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記する。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人印のみでよい。

委 任 状

私は、印 を代理人と定め、下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 _____

場 所 _____

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

ふじみ野市長 宛て

(注意事項)

- 1 委任状の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 受任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 3 受任者の印は、認印でも差し支えない。

委 任 状

私は、印 を代理人と定め、下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 _____

場 所 _____

年 月 日 _____ 共同企業体

代表構成員	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

ふじみ野市長 宛て

(注意事項)

- 1 委任状の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 受任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 3 受任者の印は、認印でも差し支えない。

様式第5号(第10条関係)

入 札 辞 退 届

年 月 日付け 第 号で下記について指名を受け
ましたが、都合により入札を辞退します。

記

件 名 _____

場 所 _____

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名



ふじみ野市長 宛て

※ この用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

様式第 1 号（第 9 条関係）（一般用）

（平 2 4 告示 2 8 6 ・ 平 2 9 告示 2 5 8 ・ 平 3 0 告示 3 5 2 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 9 条関係）（共同企業体用）

（平 2 4 告示 2 8 6 ・ 平 2 9 告示 2 5 8 ・ 平 3 0 告示 3 5 2 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 9 条関係）（一般用）

（平 2 4 告示 2 8 6 ・ 平 2 6 告示 8 0 ・ 平 2 9 告示 2 5 8 ・ 平 3 0 告示
3 5 2 ・ 一部改正）

様式第 4 号（第 9 条関係）（共同企業体用）

（平 2 4 告示 2 8 6 ・ 平 2 6 告示 8 0 ・ 平 2 9 告示 2 5 8 ・ 平 3 0 告示
3 5 2 ・ 一部改正）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

（平 2 4 告示 2 8 6 ・ 平 2 9 告示 2 5 8 ・ 平 3 0 告示 3 5 2 ・ 一部改正）